

2013

Nov, Vol. 156

News Letter

— 目 次 —

ご担当者変更の前に

Oracle12c 機能紹介①RMAN 新機能
不正が起こる仕組みとリスク軽減

最新 OS Windows8.1

バージョンアップの利点

最新の Plaza-i バージョン情報

国外財産調書提出制度の適用開始

民間投資活性化等のための税制改正大綱

◆年末年始のお知らせ◆

誠に勝手ながら、下記の期間、年末年始のお休みとさせていただきます。

新年は6日より、通常営業を致します。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(B A)

12/28(土) ~ 1/5(日)

27日の営業時間は17時迄とさせていただきます。

(あいわ)

12/28(土) ~ 1/5(日)

27日の営業時間は17:30迄とさせていただきます。

ご担当者変更の前に

スタッフの異動、退職等で社内の体制が変わる場合、引き継ぎは非常に重要です。引き継ぎが十分になされていないと、適切な処理がタイムリーに実行できず、業務に支障をきたす場合がございます。Plaza-i のような全体の業務に密着したシステムに関する引き継ぎは数ある引き継ぎ項目の中でも最も重要な部類に入ると思います。

弊社では万全のサポート体制をご用意しておりますが、引き継ぎが不十分な後任の方からのお問い合わせの中には、導入時にトレーニングでご説明した内容や、以前のご担当者の質問と重複した内容など、二重三重のお問い合わせになっているのも多く見受けられます。このような状態では、ご質問が増え、問題解決に時間がかかるだけでなく、インシデントを多く消費しインシデントの追加購入が発生したり、変動保守が増えることにもなりかねません。

そこで今回ご紹介したいのは Plaza-i 引き継ぎ立会サービスです。本サービスでは、弊社サポート担当がお伺いして Plaza-i に関する引き継ぎが円滑に行われるようお手伝いをいたします。また、後任の方の日々の運用が滞らないよう必要に応じてトレーニング等を提案いたします。

さらに、初期導入後に Plaza-i システム適用範囲の増減等でシステム運用が変わっている場合に、適切な運用かどうかを検証することもできます。これらにより一層 Plaza-i を便利に活用いただけます。

これらのことは前任の方がいらっしゃるからこそ効果を発揮いたしますので、Plaza-i をご利用いただいているご担当者が異動、退職等で別の方が変わるときは、ぜひ引き継ぎ前に一度弊社サポート担当にご相談ください。

Oracle12c 機能紹介①RMAN 新機能

Oracle Database のバックアップツールには、Data Pump と RMAN (Recovery Manager) があります。Data Pump は取扱が容易で初心者向けですが、バックアップ取得時点の状態に復旧できるだけです。即ち、バックアップ取得後、障害発生時点までの入力データは失われます。一方 RMAN は、取得したバックアップセットと

アーカイブログの両方が無事であれば、障害発生の直前の状態までデータを復元させることができます。

今回は、Oracle12c における RMAN 新機能について解説します。

表単位でのリカバリ

従来の RMAN は、データベース全体、または表領域単位でのリカバリしかできませんでした。Oracle12c では Enterprise Edition のみですが、表単位でのリカバリが可能になりました。この機能により、特定の表だけを、RMAN バックアップ取得以降、指定した時刻の状態に復元することができます。

表単位でのリカバリを行う場合、**remap table** オプションを指定することにより、表名を変更してリカバリすることが出来ます。但し、**remap table** オプションを指定すると、制約と索引は作成されませんので、注意が必要です。

一方、**remap table** オプションを使用しない場合、対象の表を事前にデータベース上から削除しておく必要があります。(同じ名前の表が存在している状態ではリカバリできないため)

なお、SYSTEM 表領域の表、SYS スキーマの表は、表単位のリカバリは出来ません。

表単位でのリカバリを行う場合、次のような RMAN コマンドを実行します。

```
-----  
recover table ICAT.PCRISTD  
until time '2013-09-08 21:00:00'  
auxiliary destination 'C:\OraData\Recovery'  
remap table ICAT.PCRISTD:PCRISTD9821;  
-----
```

このコマンドの意味は、ICAT スキーマの PCRISTD テーブル (Plaza-i の調達指示明細) を、2013/9/8 21:00 時点の状態に復元する。その際、テーブル名を PCRISTD9821 に変更する、という意味です。

このコマンドを実行するためには、2013/9/8 21:00 以前に取得した RMAN バックアップセットと、それ以降、少なくとも 2013/9/8 21:00 迄のアーカイブログが必要です。

recover table コマンドでは「**auxiliary destination**」オプションが必須です。表単位でのリカバリを行う場合、内部的には「自動インスタンス」と呼ばれる、DB インスタンスを一時的に作成し、一旦、自動インスタンス内にリカ

バリを行い、そこから必要なデータなどを抽出して本番インスタンスに投入します。

前述の「auxiliary destination 'C:¥OraData¥Recovery」は、「C:¥OraData¥Recovery」フォルダに、自動インスタンスを作成する、という意味です。

自動インスタンスは、リカバリ作業中、一時的に使用されるものですので、リカバリ完了後、自動的に削除されます。

SQL インタフェースの拡張

以前のバージョンの RMAN は、`startup`、`shutdown`、`alter database` 文を実行できる程度でしたが、Oracle12c の RMAN では、`"alter system"` など他の `alter` 文や、`select` 文、その他主要な SQL 文を RMAN 上で直接実行出来るようになりました。

RMAN 上では、SET コマンドによる表示フォーマット設定のサポートが限定的であるなど、SQL*PLUS と同等とまではいきませんが、リカバリ作業に付随して必要になる操作には支障は無いと思われます。これにより、RMAN と SQL*PLUS の両方を起動してリカバリ作業を行う必要は無くなります。

不正が起こる仕組みとリスク軽減

はじめに

小さなものから大きなものまで、不正は多く発生しているのだろうと、ニュースや実際に身近に起きていることから、皆様も感じることもあるのではないかと思います。不正が発生する仕組みと Plaza-i でできる不正発生リスクの軽減についてご紹介いたします。

不正が発生する仕組み

人が不正行為を実行するに至る要因については、米国の犯罪学者であるドナルド・R・クレシーが提唱した「不正のトライアングル」理論が広く知られているようです。この理論では、「動機・圧力」「機会」「正当化」という3要素がそろったときに、不正が発生するとされています。

「動機・圧力」とは、不正行為をしたいと思う個人的な事情のことです。例えば、予算や営

業目標などのプレッシャーや借金返済といったものだけではなく、昇給や昇格といったインセンティブも不正を実行する動機となります。

「機会」とは、不正を実行できたり、実行しても発見されることがなかったりする環境のことです。例えば、一人の担当者に権限が集中している、上司は証憑類に判子を押すが内容をきちんと確認していないなど、悪いことをやろうと思えばできてしまい、やっても誰にも分からないであろう状況のことです。

「正当化」とは、不正行為の実行を積極的に正当化しようとする気持ちや姿勢のことです。例えば、会社のためにこんなに頑張っているのだから、このくらいのことはやっても良いはずだ、自分は会社から信頼されて権限があるので、何をやっても許される、といったように自分に都合がいいように正当化してしまう気持ちです。

実際に不正を行ってしまうかどうかは、結局はその人次第だとは思いますが、確かに、上記のような3つの要素がそろったときに「不正をしておこうかな」と思うってしまう状況になるのだらうと思います。今年ヒットしたドラマも銀行の不正を取り扱っていましたが、フィクションではありますが、不正を行っていた登場人物の状況や気持ちを考えると、上記の要素にあてはまる部分があるのではないかと思います。

不正発生リスクの軽減

「不正のトライアングル」の3要素のうち、「動機・圧力」は会社を運営する上で不可欠であったり個人的な事情であったりするため、「動機・圧力」を減らすのは、特に難しそうです。

「正当化」の部分も教育や社内制度の見直しなどにより、改善ができる部分もあるかもしれませんが、難しそうです。これらに比べると、不正を行う「機会」を減らすことは、比較的、やりやすい部分ではないかと思います。

Plaza-i ですと、基本的なところでいえば、ユーザーグループマスターとユーザーメニューマスターを適切に設定することで、自分の権限がある機能以外は利用できないようにコントロールすることができます。

但し、設定だけではなく、運用も正しく行う必要があります。せっかく権限の設定を行っていても、実際にそういった場面を見たことがあるのですが、上司の方が部下の方に自分のPlaza-iのパスワードを教えて、代わりに部下に

処理を実行させてしまったら、システムで権限を分けた意味がありません。

システムの機能だけでは十分に不正発生のリスクを減らすことはできませんが、業務フローを見直し、システムをきちんと設定し、正しく運用することで、不正を行う「機会」を少なくし、不正発生のリスクを減らすことができるのではないかと思います。

おわりに

Plaza-i の共通ユーザーズガイド「内部統制編」には、Plaza-i を利用した基幹並びに会計システムに対する内部統制評価を実施するにあたって考慮すべき事項が記載されています。不正を実行する「機会」を見つけたり無くしたりするヒントがあるかもしれませんので、ご覧になったことが無い管理者の方は、「内部統制編」をご確認頂くことをお勧めいたします。

最新 OS Windows8.1

2013 年 10 月 18 日より、最新の Windows 用 OS、Windows8.1 がリリースされました。Windows8 がリリースされて、約 1 年で新しい OS としてリリースされたこの Windows8.1 ですが、「Windows8 のサービスパックのようなもの」といった声も聞かれます。実際のところ、Windows8 と比べて、どのように変わったのか、実際に触れる機会がありましたので、その経験も交えながら、分析してみたいと思います。

新機能紹介

では、実際、どのような新機能があるのでしょうか？色々なメディアで紹介されておりますが、筆者は以下の点に注目しました。

①SkyDrive の OS 化

SkyDrive とは、マイクロソフト社が提供するインターネット上にファイルや写真、動画などを保存できるオンラインストレージサービスです。インターネット上にあるデータを、自分のパソコン上に同期することにより、あたかも自分のパソコン上に、ファイルがあるように使うことができます。今まで、専用のアプリを利用することで、同期を行うことは可能でしたが、Windows8.1 からは、エクスプローラ上に最初か

ら SkyDrive が表示され、標準で利用できるようになりました。（なお、利用前にマイクロソフトアカウントへの登録が必要です）

例えば、複数の PC で情報を共有する場合、USB メモリやファイルサーバを利用していましたが、これにより、インターネットに接続できる環境さえ整えば、どこにある、どんな端末からでも、同じ情報を共有することが可能になります。

②Modern UI の改善

Modern UI とは、Windows 8 を起動して最初に現れるスタート画面で採用された、アイコンベースの新しい「ユーザーインターフェース (UI)」です。従来のデスクトップが表示されるインターフェースに慣れていた筆者にとっては、この変更は衝撃的であるとともに、非常に困惑するものでした。

iOS や Android のようなスマートフォンのインターフェースに近く、デスクトップ PC のように、自分好みにカスタマイズできる範囲が非常に限られていました。Windows8.1 では、Modern UI 上のタイル (アイコン) のサイズを大、中、小、ワイドの 4 段階に調整できたり、スタート画面の背景を変更できるようになりました。自分好みのスタート画面に調整できるだけでも、何だか愛着がわいてきます。そして、Modern UI 上から起動する Windows ストアアプリを同時表示 (最大 4 画面まで) することも可能となりました。今のところ、デスクトップ PC として利用するケースにおいては、あまり効果はないかもしれませんが、例えば、Internet Explorer、天気、株価の各アプリを 3 つ同時に表示しておくことが可能です。（この点については、現段階で Modern UI に対応した優れたアプリが少ないこともあって、有効な活用方法が見いだせていないとも言えそうです）

③スタートボタンの復活

これは各メディアでも話題になっておりましたが、筆者は「従来のスタートボタンとは異なり、デスクトップとスタート画面をシームレスに行き来できるボタンが追加された」という印象です。デスクトップ画面から別のプログラムを起動するためスタート画面の「全てのプログラム」へ戻りたいときや、デスクトップ画面から PC を直接シャットダウンさせたい場合に活用しております。

サービスパックではなく新しい OS

最後に、Windows8.1 は、Windows8 のマイナーチェンジ、バグ修正版、パッチ詰め合わせ版といったサービスパックのような扱いで論じられることもあるようですが、筆者は、それよりも一歩進んだ新しい OS であると感じました。

まずは、その提供方法です。過去の OS で、サービスパックの提供は、Windows Update を通じて行われてきましたが、今回の Windows8.1 は、Windows ストアからのダウンロードで提供されています。Windows ストアとは、Windows8 のリリース時に開設されたマイクロソフト社が運営するアプリを提供するサイトです。このことからみても、Windows8.1 は、サービスパックではなく、新しい機能を提供する新 OS と位置づけられていると感じました。

また、当初の Windows8 は、タッチパネルディスプレイやタブレット端末をターゲットにしたモバイル系 OS へ偏っているという印象を持ちましたが、今回の Windows8.1 の登場により、従来型デスクトップの良さもあらためて見直し非常にバランスの良い OS になったと感じました。この Windows8.1 を見ていると、「モバイル系 OS」+「従来型 Windows」という Dual OS 環境のように感じられます。

1 台の端末を、外出時にはタブレットとして持ち歩きながら、プレゼンテーションや提案のように、シンプルな操作性が求められるシーンでタッチ方式のインターフェースを利用し、オフィスに戻れば大型ディスプレイに接続して、従来型デスクトップとして、マウスとキーボードで業務を行うといった利用がいよいよ現実となってきました。

まさに、Windows8.1 は、ビジネスのシーンでの利用に最適な OS といえるのではないのでしょうか？

長らく第一線であった Windows XP の終焉とあわせて、新しい運用例がどんどん増えてくるように思われます。

バージョンアップの利点

はじめに

Plaza-i は、プログラムの改善・パフォーマンス向上・法令対応・環境対応などを常に行っ

ているシステム、成長し続けている ERP パッケージです。よって、サポート対応の都合もありますが、既存の問題がバージョンアップを行うと解決するケースが多いというのもあり、少なくとも年一回以上のバージョンアップをお願いしております。

今回は、業務改善の面から、バージョンアップの利点を御紹介させていただきます。

輸出入運用強化対応

輸出入に纏わる情報を plaza-i へ登録したいという御要望に応え、バージョン 2.01.06 で取引先マスターの電話番号・FAX 番号の桁数を 13 桁から 20 桁に変更 (Shift-JIS : 半角英数字)、同じく取引先マスターに 40 桁 (Shift-JIS : 半角英数字)まで登録出来る住所 3・住所 4 を追加しました。また、商品マスターに任意に登録できる文字列項目として商品ユーザ定義名称 6~10 (40 桁) を追加。また、在庫先輸送タイプ別輸出情報マスター・受注伝票の輸出関連情報タブ・物流手配修正の輸出入情報タブに経由国コード・経由国・経由地、任意文字列項目として輸出入ユーザ定義名称 1~10 (40 桁) を追加しました。(その他も追加している項目もありますので、詳細はユーザーズガイド・リリースノートをご覧ください)

また、輸出入運用強化の項目追加に併せて、受注伝票 Excel テンプレート・物流手配 Excel テンプレートの出力可能な項目も追加しております。

運用改善の可能性

上記の対応の結果、今まで得意先会社情報など桁数制限により Plaza-i に登録出来なかった問題を解消出来る事になりました。これは、在庫先輸送タイプ別輸出情報マスターに登録出来る項目が無かったという事で、マスター化を諦めていた輸出入関連情報をマスター化出来る事を意味します。

よくある例としましては、今まで電話番号・FAX 番号は、13 桁までの入力が可能でした。それは、XXX-XXX-XXXX のような国内電話番号を元に想定された桁数でありました。よって、国際番号や内線番号も加味した電話番号を登録する事は出来ませんでした。よって、あるユーザ様は、海外得意先の電話番号・FAX 番号を、Excel 管理されていたり、また、あるユーザ様は、個人マスターの”所属”項目や個人説明メモ”項

目などに代替的に登録するという手法を採用されておりました。つまり、新得意先との取引が発生した場合、会社情報を取引先マスターに登録して、更に、Excelにも会社情報を登録するという二重登録の手間が発生していました。

ですが、バージョンアップを行ったら、取引先マスターだけの登録で、会社情報の登録という業務を終える事が出来、また、分散していたデータも一元管理出来るようになります。

データ整備

但し、バージョンアップを行うだけでは、改善が見込まれるわけではありません。操作手順の習得・既に社内外に分散しているデータをPlaza-iへの移行・今まで代替的に登録していた項目の見直し、また、都度、手入力されていた内容をマスター化出来るか検討など、いくつかの諸作業を行う必要があります。

おわりに

運用の検討・データ整備は、一見、面倒ではありますが、日々の業務効率や内部統制を向上させます。バージョンアップのタイミング以外でも御検討頂きたく、また、弊社としましても、運用や機能などを、御提案・御紹介させて頂きたく思っております。

マスター整備や運用を御検討の際は、弊社設計を担当したコンサルタントもしくはサポート担当まで、お気軽にお問い合わせくださいませ。[弊社HP](#)からも承っております。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成25年11月13日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.15.07

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.47

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) NEWS and TOPICS にも掲載しております。

国外財産調書提出制度の適用開始

早いもので今年も残すところ1カ月余りとなりました。そこで今回は、平成26年より適用が開始される「国外財産調書提出制度」について、新しい情報を交え改めてご案内します。

1. 制度内容

その年12月31日において、合計額が5,000万円を超える国外財産を有する居住者は、翌年3月15日までに、その国外財産の内訳明細（財産の種類・用途・所在地・数量・価額など）を記載した国外財産調書に国外財産調書合計表を添付して、所轄税務署長に提出する必要があります。

- ① 居住者とは、日本国内に住所を有する又は継続して一年以上住所を有する個人をいいます。このうち非永住者は除かれますので、過去10年以内に日本に住所等を有していた期間の合計が5年以下の日本国籍を持たない者は提出を要しません。
- ② 対象となる資産は、「金銭に見積もることができる経済的価値のあるものすべて」とされています。よって、預貯金・不動産・有価証券だけでなく、貴金属類（1点10万円未満のものを除く）・預託金・ストックオプションなども対象となります。

なお、適用初年度となる平成25年12月31日分の国外財産調書の提出期限は、平成26年3月17日となります。

2. 国外財産とは

国外財産とは、その年12月31日において「国外にある財産」とされています。例えば、預金については、その預金の受入をした営業所（支店等）の所在地、不動産については、その不動産等の所在地、金融機関の口座で管理されている有価証券等については、その口座管理をする金融機関の営業所等の所在地で判断されます。よって、日本国の法人が発行した株式が海外の金融機関で管理されている場合には、国外財産調書に記載する必要があります。

3. 記載する価額について

記載金額は、「時価」又は「時価に準ずる価額の見積額」とされています。「時価」とは、不特定多数の当事者間で通常取引される価額をいい、専門家による鑑定評価額や金融証券取引所の公表する12月31日時点の最終価格をいいます。「見積価額」については、財産の種類ごとに算定方法が明らかにされており、例えば固定資産税評価額など公的機関が示す価額や売買実例価額などが挙げられています。

なお、外貨金額で表示されている財産については、その者の取引金融機関のその年12月31日における最終の対顧客直物電信買相場（又は準ずる相場）で換算します。

4. 罰則規程

虚偽記載により提出をした場合又は正当な理由もなく提出期限までに提出をしなかった場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されます。ただし、期限内に提出しなかった場合には、情状によりその刑を免除することができます。なお、この罰則規定は、平成27年1月1日以降提出分から適用となります。

また、国外財産に関する所得税や相続税の申告漏れが発生した場合において、期限内に提出された国外財産調書に記載されている財産については、過少申告・無申告加算税が5%軽減されます。一方、国外財産調書の提出がされていない場合やその記載が不十分とされた場合には5%が加重されます。

5. おわりに

「国外財産調書提出制度」には、罰則規定が設けられていることから、期限内の提出及び記載漏れに留意する必要があります。特に、国外財産の価額が5,000万円前後である場合には、換算レートの変動によって提出義務の判定が左右されることも考えられますので、毎年余裕をもって準備をしておきたいところです。

ご自身の所有する財産が国外財産に該当するか否か、また金額の算定方法についてご不明な点がございましたら、事前に弊社までご相談ください。

民間投資活性化等のための税制改正大綱

政府与党は消費税率引き上げに伴う経済政策と成長力強化のための総合的な対策として、平成 25 年 10 月 1 日に「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を承認しました。その中から法人に係るものを中心にご紹介致します。

1.概要

民間投資、事業再編、ベンチャー投資を促す税制により成長力を底上げし、企業収益が賃金上昇・雇用拡大につながる好循環を実現するための制度の見直し等が行われました。

2.内容

(1)生産性向上設備投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置等で、生産性向上設備等に該当する一定の規模以上のものを取得等した場合には、その取得価額までの特別償却または 5%（建物等については 3%）の税額控除との選択適用が可能となります。

適用期間は、産業競争力強化法（案）の施行日から平成 28 年度までとされます。

（注）平成 28 年度は、特別償却は取得価額の 50%（建物等は 25%）、税額控除は 4%（建物等は 2%）となります。

(2)中小企業投資促進税制の拡充・延長

中小企業者（資本金 1 億円以下の法人）が新品の機械及び装置で 1 台の取得価額が 160 万円以上のもの、1 つの取得価額が 70 万円以上のソフトウェアを取得等した場合には、取得価額の 30%相当額の特別償却を受けられます。また、特定中小企業者等（資本金の額等が 3,000 万円以下の法人等）については、特別償却の代わりに、取得価額の 7%相当額の税額控除も受けられます。

今回の改正で、これらの中小企業投資促進税制について、平成 25 年度末までの適用期限が 3 年延長します。また、税額控除の対象法人は、資本金 1 億円以下の法人に拡大します。

ほかに中小企業者等の上乗せ措置として、生産性向上設備等に該当するものについては、税額控除割合が中小企業者等は取得価額の 0%→7%、特定中小企業者等は 7%→10%となります。

(3)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額 30 万円未満の全ての減価償却資産）の取得価額の取得時全額損金算入の特例について、平成 25 年度末までの適用期限が 2 年延長されます。

(4)研究開発税制の拡充・延長

試験研究費の増加額に係る税額控除制度について、平成 26 年度末までの適用期限が 3 年延長されます。また、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み（最大 30%）となります。

(5)事業再編促進の税制措置の創設

産業競争力強化法（仮称）に規定する特定事業再編に係る特定株式等の取得をした法人について、その特定株式等の取得価額の 7 割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入できる制度が創設されます。

(6)企業のベンチャー投資促進税制の創設

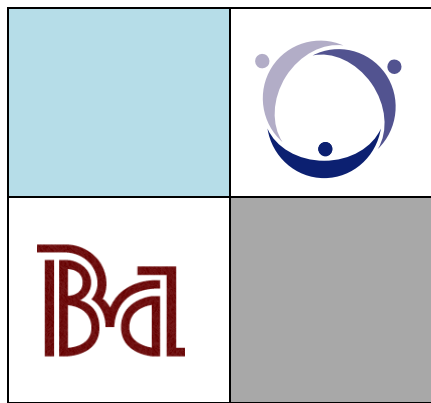
一定の投資事業有限責任組合を通して、新事業開拓事業者の株式等を取得した法人について、その株式等の帳簿価額の 8 割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入できる制度が創設されます。

(7)所得拡大促進税制の見直し・拡充

これは、平成 25 年度から平成 27 年度までの間に開始する各事業年度の給与等の支給額が 5%増加した場合には、増加額の 10%の税額控除が可能という制度です。

今回の改正によりその税額控除の適用期限が 2 年延長します。また、増加額の基準年度の給与額に対する割合の要件「5%以上」を、平成 26 年度以前は 2%、平成 27 年度は 3%、平成 28 年度以降は 5%に見直します。

そのほか、平均給与等支給額の基礎となる国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等に見直されることとなります。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>